



予稿集

2009年10月17日（土）

名古屋港ポートビル 4F講堂

【主催】

ラムサール・ネットワーク日本

CBD市民ネット湿地の生物多様性部会

【後援】

WWFジャパン／（財）日本自然保護協会／（財）日本野鳥の会

シンポジウム 湿地と生物多様性

—ラムサールCOP10からCBD-COP10へ—

プ ロ グ ラ ム

開会挨拶

1. ラムサールCOP10の成果と問題点

日本：浅野正富（ラムサール・ネットワーク日本）

韓国：マ・ヨンウン（KFEM：韓国環境運動連合）

2. ラムサールCOP10からCBD-COP10へ

1) ラムサール条約と生物多様性条約における国際協力

日本：柏木 実（世界湿地ネットワーク）

〈昼食 12：00～13：00〉

2) 日韓の湿地の危機とCBD-COP10

日本：堀 良一（よみがえれ！有明訴訟弁護団）

韓国：ハン・ドンウク（PGA湿地生態研究所）

3) ポスト2010年目標として目指すべきもの

(1) 水田と集水域の保全

日本：呉地正行（日本雁を保護する会）

韓国：パク・インジャ（iCOOP生協連合会）

〈休 憩〉

(2) 沿岸・海洋の保全

日本：花輪伸一（WWFジャパン）

韓国：チュ・ヨンギ（セマングム生命平和全北連帯）

4) 総合討論—CBD-COP10に向けた具体的行動計画について—

進行：菅波 完（有明海漁民・市民ネットワーク）

コメンテーター：

前川盛治（泡瀬干潟を守る連絡会）

キム・ドクソン（環境と生命を守る教師の会）他

閉会挨拶

ラムサールCOP10の成果と問題点

ラムサール・ネットワーク日本 浅野 正富

1 私たちがラムサールCOP10で目指したこと

1993年には釧路でCOP5が開催され、日本でも湿地保全のためのラムサール条約に関心が集まったが、それは一時的なものに過ぎず、その後の湿地保全の歩みは決して順調ではなかった。確かに、ゴミ処分場建設のための埋立が中止されて藤前干潟が条約湿地に登録されるという成果もあったが、多くの湿地では開発による破壊と消滅が続き、日本最大のシギ・チドリの飛来地で条約湿地に真っ先に登録されるべきであった諫早干潟は1997年干拓工事の潮受け堤防閉め切りによって消滅し、沖縄本島最大のシギ・チドリ類の飛来地である泡瀬干潟でも埋立が続けられた。2005年ウガンダでのCOP9では一度に20か所の条約湿地が追加登録されたが、それまではわずか13か所に過ぎなかったのであり、COP9後には新規登録が計画的に進められることが期待されたものの、環境省の姿勢は極めて消極的であった。そして、COP9ではNGO会議が開催されないという異常事態が起こったのである。そのような状況の下、COP10に向けて、日本のNGOは、15年ぶりのアジアでのCOPを契機に国内の湿地保全の停滞の打破を目指し、自国でCOPが開催されるのを契機に、セマングムの干拓やナクトンガンの開発、四大河川運河計画等の湿地破壊に歯止めをかけることを目指す韓国NGOと連携して、COP10でのNGO会議の開催実現を誓ったのである。

2 私たちがラムサールCOP10で実現できたこと、できなかったこと

日韓の湿地保全NGOは、2007年秋から3回の日韓NGO湿地フォーラムを重ねて世界NGO湿地会議を準備し、また、東アジアの持続可能なライフスタイルのシンボルである水田の湿地としての重要性に注目した水田決議がCOP10で採択されるよう、決議の草案を作って日韓両国政府をはじめ締約国や事務局にロビー活動を重ねた。その結果、世界から約400名（日本から100名以上）が参加した世界NGO湿地会議の開催・スンチョン宣言の採択、世界湿地ネットワーク(WWN)の発足、本会議での水田決議の採択等々、日韓NGOの協力の成果を十分に示すことができた。

しかし、日韓両国の湿地保全はCOP10を契機として顕著に進んだと言えるだろうか。日本では、諫早の潮受け堤防の開門調査を命じたり、泡瀬干潟の埋立に対する公金支出差し止めを命じる判決が続いているが、被告の国や県が控訴することで、判決内容は未だ実現していない。コウノトリの放鳥に成功し、湿地保全のNGOならば口を揃えて条約湿地の筆頭候補に挙げる豊岡市円山川流域について、環境省の対応はまだまだ不十分である。韓国では、セマングムの干拓事業が続行され、ナクトンガンの文化財保護区域が縮小されて開発が進み、四大河川運河計画は河川整備計画に姿を変えて生き残っている。日韓NGOが理想とする日韓の湿地保全状況の実現にはまだ道半ばと言わざるを得ない。

3 今後私たちのなすべきこと

私たちの理想とする湿地保全状況を実現していくためには、日韓NGOがさらに連携を深め、世界のNGOと繋がりながら、日韓両国さらに世界各国政府に対し、ラムサール条約に基づいて湿地保全を進め、すべての湿地を賢明に利用することによってのみ、生物多様性の損失を止め、持続可能な世界の構築が可能なことを粘り強く訴え続けていくことが必要とされる。その認識を本日のシンポで改めて確認し、日韓のNGOで共有したい。

ラムサール条約第10回締約国会議の成果と限界

環境運動連合 マ・ヨンウン

韓国の湿地保全運動とラムサール条約第10回締約国会議誘致

韓国は、高度の経済成長と産業化・都市化が短期間に進んだ影響で、自然環境が急激に破壊された。

特に湿地の場合は、農耕地と産業・住居用地をを目的とした干拓・埋め立て、開墾によって大規模な消失または破壊が進行した。韓国の代表的な湿地と言える干潟の場合1987年に3,203.5 km²だったのが2003年には2,550.2 km²に減少し16年の間に20%以上が失われた。

韓国の環境NGOは1990年代初頭から湿地保全に関心を持ち始め、湿地の持つ生態的価値を知らせ、湿地を守るため努力を傾けてきた。一方で韓国政府は1997年にラムサール条約に加入し、1999年に湿地保全法を制定したが、セマングム干拓事業を含む大規模湿地破壊は依然として止まらなかった。

これに対して、2000年代初頭から、韓国の湿地保全NGOの間にラムサール条約締約国会議を我が国で開催することによって湿地に対する国民の認識を増進し、政府の湿地政策をも変えようとする動きが始まった。湿地保全NGOは条約会議誘致の意思をラムサール事務局に積極的に伝え、慶尚南道と環境府を説得して総会誘致に積極的に取り組み、ついに第10回締約国会議の誘致に成功した。

ラムサール会議のための韓国NGOネットワークの結成と活動

しかしラムサール会議の誘致決定の後も政府の湿地保全政策に別段の変化はなく、セマングム干拓事業を含む湿地の破壊とこれによる社会的葛藤は各地で進行し続けた。特に2007年には韓半島大運河計画が登場して内陸の主要河川湿地を脅かし、東西南海岸圏発展特別法が制定され、さらに沿岸湿地保全が脅かされた。

このような状況において湿地保全NGOはラムサール会議を準備するためにネットワークを結成した。ネットワークの設立目的と結成に関して、NGOの間にはさまざまな意見があり、いくつかの団体は政府の破壊的な湿地政策に失望したあげくラムサール会議参加拒否を宣言するなど陣痛があったが韓国の67(後に68となる)団体の湿地保全NGOは2008年2月1日に「2008ラムサール会議のための韓国NGOネットワーク(以下NGOネットワーク)」を発足させた。

この後NGOネットワークは執行委員会を中心に、どのように韓国の湿地保全政策を改善し、どのように世界湿地NGO大会を準備するか本格的に取り組むを開始した。NGOは多様な方式を通じて、沿岸湿地埋め立てと韓半島大運河建設など大規模湿地破壊を中止し、さらに多くの湿地を条約湿地に登録するなどの湿地保全政策改善を政府に要求した。それだけでなく湿地に関する国際的な協力をも強化した。特に、日本のラムサールネットワークと三回の韓日NGO湿地フォーラムを含む何回もの会議を通じて両国間の湿地関連懸案を共有し、世界湿地NGO大会開催に対して緊密な論議を行った。

世界湿地NGO大会開催

NGOネットワークは世界6大陸、33か国で湿地保全と復元のために努力しているNGO関係者と国際機関関係者、専門家など400人余り以上が参加した世界湿地NGO大会を2008年10月25-27日に昌寧チャンニョンと順天スンチョンにおいて開催した。世界湿地NGO大会開催場所についてNGOネットワーク内部の意見の相違を調整するためにNGO大会準備期間が短くなったが、外国からの参加者だけで170人以上が参加するなど相当な盛況のもと、進行することができた。

世界各地から参加した湿地保全NGOの代表は「健康で持続可能な湿地のためのNGOの役目」というNGO

大会主題の下に湿地に関する教育啓発活動の事例を発表して共有し、また湿地を保全し復元するためのNGOの役目と責任を論議した。

また、会議に参加した世界のNGO代表はラムサール会議で論議される主要議題である決議案X. 1「Ramsar 戦略計画 2009-2014」と決議案X. 8「普及・教育・参加・啓発(CEPA)についてのラムサール条約の計画2009-2014」、決議案X. 13「国際的に重要な条約湿地目録にある湿地の状況」、決議案X. 23「湿地と人類の健康及び福祉」、決議案X. 28「湿地と貧困削減」、決議案X. 31「湿地としての水田の生物多様性の推進」及び「マングローブ湿地の保全」と「湿地とバイオ燃料」などについて論議して、これを整理し「NGOスンチョン宣言」を採択した。

特に、NGO大会参加者達は湿地保全関連情報を交換して湿地管理と計画、モニタリングに関する模範事例を伝え利害当事者の間でビジョンを共有するため「世界湿地ネットワーク(World Wetland Network)」を結成することを決めた。

ラムサール条約第10回締約国会議

第10回締約国会議には世界100か国余りの公式代表と非政府機構、国際機関代表など2,300人余りが参加して「健康な湿地、健康な人間」という主題の下、湿地保全のための論議が行なわれた。ラムサール戦略計画2009-2014、気候変化と湿地、湿地とバイオ燃料、湿地としての水田の生物多様性の推進、水鳥渡り経路の保全のための国際協力の推進、人類の福祉と湿地に関する昌原宣言文など32件の決議案を採択して締約国の誠実な実施を促した。

一方、NGOネットワークは世界湿地NGO大会で採択された「NGOスンチョン宣言」をラムサール会議場で発表し、湿地保全のためのNGO共通の要求と声をラムサール会議に参加した各国政府代表たちに伝えることができた。

また、会議場で各国代表の発言と論議内容をモニタリングしたが、特に、韓国政府代表との交渉を通じて決議文X. 13に「韓国政府は湿地保護区域と湿地である生態系景観保全地域の重要な生態的特性変化に関してラムサール事務局に報告」という一文を含ませることができた。

会議で採択された水鳥渡り経路の保全に対する決議文X. 22の付属書にはラムサール会議直前に国内外の湿地関連団体などが主催した「東アジア干潟国際シンポジウム」の結果が含まれるという成果もあった。これを通じて黄海一帯の沿岸湿地が持つ生態的、社会経済的価値と大切さが再び国際的に強調された。

湿地としての水田の生物多様性の推進に関する決議文X. 31も採択されたが、これは日本と韓国の湿地保全NGOらが長い間努力して生み出した大きな成果だ。

これだけではなくNGOネットワークの努力によってNGOルームが作られ、各国NGOの代表が会議などの目的に使うことができた。また毎日午前にNGOの代表が集まってラムサール会議関連状況を共有して主な事案を論議することができた。これを通じて世界湿地ネットワーク構成と目的、活動計画などを論議して決めることができた。

会議場外では多様な付帯行事と展示ブースが用意され、NGOらがここに積極参加した。また各種湿地破壊事案を批判して湿地保全を促す記者会見と集会、キャンドルライト文化祭などが毎日開催された。

ラムサール条約第10回締約国会議と韓国の湿地保全

ラムサール会議自体は成功裏に進行したが、その後、韓国の湿地保全政策や湿地に対する国民の認識がよくなったという評価を下すことは難しい。李明博イ・ミョンバク大統領はラムサール会議の開幕演説で韓国は「ラムサール条約会議をきっかけとして湿地保護区域とラムサール条約湿地を継続的にふやして行くつもりであり、ラムサール条約の模範国家になる」と語った。

しかしラムサール会議直前の昨年10月に三か所の湿地(総面積 0.648 km²)を条約湿地に登録して

以降1年が経とうとするが条約湿地の追加の指定は行なわれていない。ラムサール会議以後湿地保護区域は去る10月1日に二か所が指定されたがこのうち1か所は昨年すでに条約湿地に登録された所なので実際に保護地域に追加された所は済州島にある面積0.126 km²の小さな高山湿地1か所だけである。

一方、韓国政府はラムサール会議が終わった翌月2008年12月に4大河川整備事業計画を提出し、4大河川一帯の河川湿地と生態系に脅威を与えており、2009年3月には仁川インチョン松島ソンド干潟を含む11件総面積8.1 km²の沿岸埋め立て計画が承認され、同じ月に京仁キョンイン運河の着工が行なわれたほどで、依然として大規模湿地破壊政策を堅持している。のみならずさらに他の沿岸埋め立て計画が今検討されているところである。

NGO活動の限界

短い準備期間だったが韓国の湿地保全NGOはネットワークを形成してラムサール会議をきっかけとして政府の湿地保全政策を改善して湿地に対する大衆の認識を増進させようとしたが、さまざまな面で限界は多かった。韓国の湿地保全NGOはラムサール会議をどのように活用することができるかについて戦略的に準備できる力量が不足していた。多くの団体がNGOネットワークに参加したが関連する論議と活動に参加した団体は一部に止まったし、ラムサール会議に対する経験のある人は極少数だった。またNGOネットワーク活動方式について参加した団体間の意見の相違を狭めることがうまくできず、このために一つのネットワークとしての統一性を十分に発揮することが難しかった。

生物多様性条約第10回締約国会議に向けた課題

韓国政府が4大河川事業と沿岸埋め立てなど大規模湿地破壊政策を強力に追い求めている状況で湿地保全NGOはこれを正面から批判し反対して、危機に処した韓国の湿地を保全することを活動の最優先順位としなければならない。また、1年後にある生物多様性条約第10回締約国会議は韓国政府の破壊的な自然環境保全政策を批判してこれを改善するように促す良いきっかけとすることができるはずなので、これを効果的に活用するために湿地保全NGOは次のようないくつかの点の準備を十分にしなければならないであろう。

- ①生物多様性条約の主要内容と議題を十分に把握しなければならない。
- ②生物多様性条約とラムサール条約に照らして韓国の生物多様性と湿地保全の政策にどんな問題があるのか把握し、これを絶えず批判しなければならない。特に「2010年生物多様性目標」に対するNGOの国別報告書を作らなければならない。
- ③2010年「世界生物多様性の日」と生物多様性条約締約国会議にあたり、生物多様性と湿地保全の大切さに関する大衆の認識と参加を推進する活動を強めなければならない。
- ④国際的な交流と協力を強化して韓国政府に間接的に圧力をかける国際世論を形成しなければならない。

ラムサール条約と生物多様性条約における国際協力

ラムサール・ネットワーク日本 柏木 実

ラムサール条約と生物多様性条約はその成立の経緯や守備範囲の違いがある。しかし、両者は湿地に関する共通認識のもと、より有効な取り組みのために互いに協力関係を築いてきた。環境条約の実施は現場で行われる保全活動が鍵である。政府・地域住民・NGO・私企業が力を合わせ、それぞれの役割を果たして両条約をともに支え、実施してこそ、条約の目指す「生物多様性の保全と持続可能な利用」、「湿地の保全と賢明な利用」を達成することができる。

ラムサール条約 (Convention on Wetlands of International Importance especially as Waterfowl Habitat)
ラムサール条約は、1960年代に開発による湿地と渡り性の水鳥の減少を憂えた自然保護団体を中心としたMARプロジェクトにおける国際条約の呼びかけから始まった。

採択：1971/2/2 発効：1975/12/21

締約国：159か国（日本：1980/10/17；韓国：1997/07/28）

COP（締約国会議）：3年毎（COP1：カリアリ1980/11/24-29 COP10：チャンウォン2008/10/27-11/4）

登録湿地：1,867か所；登録地面積：183,673,089 ha（2009/10/7現在）

使命：全世界における持続可能な開発の達成のため、地方、地域及び国内行動と国際協力を通じて、
すべての湿地を保全し、賢明に利用すること

湿地の賢明な利用：持続可能な開発の考え方に立ち、生態系アプローチの実施を通じて、湿地の生態学的特徴の維持を達成すること

生物多様性条約 (Convention on Biological Diversity: CBD)

生物多様性条約は、生物資源の経済・社会的発展における役割の認識と生物の多様性の急激な減少に対処するため、国連環境計画(UNEP)が召集した1987年の生物多様性に関する専門家特別会合から1992年のリオ環境会議において採択された。

採択：1992/5/22 発効：1993/12/29

締約国：191か国（日本：1993/5/28、韓国：1994/10/03）

COP：2年毎（COP1：バハマ1994/11/28-12/9 COP10：ボン2010/10/18-29）

目的：
・生物の多様性の保全、
・生物の多様性の構成要素の持続可能な利用、
・遺伝子資源からの利益の公正で公平な配分

ラムサール条約と生物多様性条約との協力

共通認識：湿地の持つ基本的な役割

- ・水の調節および供給、
- ・文化の多様性・生物の多様性の維持、
- ・生態系による高い生産性の確保、
- ・人類と地球へのサービスと恩恵の提供

ラムサール決議VI.9：CBDのゴールと目的の実施に対するラムサール条約の貢献を促したことを歓迎

CBD決議III/21：ラムサール条約に対して、条約の湿地に関係する実施にあたって先導するパートナーとして協力するよう促す

覚書：(1996、2005)

共同作業計画：(1998、2000、2002、2007)

作業計画の対象ー・すべての作業プログラム、・横断的な問題、・その他

世界湿地ネットワーク (World Wetland Network)

世界の草の根湿地NGOのネットワーク

発足：2008年10月27日(韓国・スンチョン市 ラムサール条約第10回締約国会議)

目標：湿地の保全と賢明な利用に関するNGO間の国際的な情報交換・意思疎通の場を作り上げる。

目的：1・各COPにおけるNGOの声明と決議案の発表。

2・湿地の保全と賢明な利用の最良の実践例共有の場。

3・湿地保全の課題を特定する技術を推進。

4・湿地の賢明な利用に関する具体的な問題に取り組む作業部会の設置。

調整委員会：六大陸代表+COP開催国代表(COP10および11)+事務局+アドバイザー

組織確立のための活動：WWN湿地賞

CBDアライアンス (Convention on Biological Diversity Alliance)

設立：2002年 (CBD-COP6)

参加団体：CBDの実施の影響を最も強く受ける非政府団体、市民団体、社会運動団体、先住民団体

任務：CBDの協議過程(政策決定)に市民社会の意見を調整し効率的に反映させること

組織：必要に従った対応・任務の遂行を基本として、あえて組織化しないネットワーク

・コーディネーター(専任者)、

・理事会(地域代表・先住民・生産者・青年・女性・COP主催国(直前・直後))、

・アライアンスサポーター

ホスト組織：2006年よりインドのKalpavrikshという団体が受け入れ

CBD MOP5/COP10にむけて、またWWNとして

NGO会議：CBDアライアンス・CBD市民ネットワークによるNGO会議を実施する

その中で、NGO/CSOまた先住民からのメッセージを本会議に向け発信する。

COP9 (ボン会議) の経験：

・プラネットダイバーシティ：5/12-15 (2000人規模・デモンストレーションその他)

・CBDキャパシティ・ビルディング・デー：5/16 (CBD入門 150人規模)

・戦略会議：5/17-18 (50-70人くらい)

WWN会議：NGO会議の中で、湿地NGOによるサブセッションをも企画、NGOのメッセージの中に組み込み、また、期間中湿地の保全・賢明な利用の立場から発信する。

「WWN湿地賞」の発表を行う。

日本の湿地の危機とCBD-COP10

ラムサール・ネットワーク日本 堀 良一

1 湿地破壊の元凶・ムダで有害な公共事業による湿地の大規模開発

20世紀半ば以降、いわゆる経済成長の波のなかで、日本の湿地は次々に破壊された。そうした湿地破壊は、川におけるダム、海における埋立・干拓などの大規模開発において著しい。このような大規模開発は、もっぱら国や自治体が事業主体となった公共事業として行われた。

公共事業として行われる開発の湿地破壊は、民間企業なら負担しきれない巨額の公金が投入され、大規模開発が行われるため、湿地破壊の規模も大きい。また、国や自治体が公然と湿地を破壊するため、そうした開発にブレーキをかけるような開発規制や湿地保全の法制度の整備、保護区の指定を遅れさせる要因ともなってきた。しかも、そうした巨大開発の多くは開発目的に合理性がなく、湿地を破壊するだけのムダで有害な公共事業と言われてきた。

日本の湿地破壊を食い止め、保全の取り組みを前進させるためには、ムダで有害な公共事業による大規模開発にメスを入れることを避けては通ることができない。

2 象徴としての諫早・泡瀬

ムダで有害な公共事業による湿地破壊は、長良川河口堰問題を契機にして、90年代半ばから社会問題化した。

現時点での、象徴的なホットスポットは諫早湾干拓事業と泡瀬干潟埋立事業である。

諫早湾干拓事業は、農地造成と背後地の防災を目的として1989年に工事が開始され、1997年4月にギロチンと呼ばれた潮受堤防の閉め切りを経て、2008年3月に事業が終了した。潮受堤防による閉め切り面積は約3500haである。この事業によって日本最大級の諫早湾干潟と広大な浅海域が消滅した。潮受堤防閉め切り後は有明海全域に環境破壊が及び、「有明海異変」などという言葉も生まれた。漁場環境が悪化する中で、漁民は不漁に苦しみ、年々累積する漁業被害のなかで、多くの漁民が自殺に追い込まれ、漁業を基盤にした地域社会は破壊されている。

現在、2008年6月27日の佐賀地裁開門判決を契機に、潮受堤防排水門の開門が焦眉の課題となっている。開門を実現し、有明海を破壊から再生へ転換できるかどうかが当面の最大の焦点である。

泡瀬干潟埋立事業は、航路浚渫によって発生した土砂の処分と、リゾート開発を目的とした出島方式による185haの埋立事業である。埋立事業の主体は国と沖縄県であり、埋立地の土地利用は沖縄市と沖縄県が行う。2002年に工事が着工され、現在、1期、2期と分けられた工事のうち、1期工事が進行途中である。この埋立によって、南西諸島最大級の干潟と藻場が壊滅的な打撃を受けようとしている。

現在、沖縄市では土地利用計画の見直しが進められており、そうした状況のなかで、那覇地裁は2008年11月19日、土地利用の主体である沖縄県と沖縄市に公金支出差し止めの判決を下した。控訴審判決は10月15日であり、これを機に、一気に埋立を中止に追い込めるかどうか注目されている。

3 政権交代と諫早・泡瀬の転機

諫早も泡瀬も、日本の裁判史上かつてなかった画期的判決を契機として、大きなターニングポイントを迎えた。画期的な判決が世論を高揚させ、世論が国会と政府を動かそうとしている。

そうしたときに、2009年8月30日の総選挙で公共事業の抜本的見直しを掲げる民主党が第1党にな

り、政権交代が実現した。

民主党の選挙公約は、公共事業の抜本的見直しという抽象的なものにとどまらず、ダム建設の凍結や、諫早の開門、泡瀬干潟埋立の中止という具体的な課題まで言及しており、判決を契機に高揚した開門や埋立中止の動きを、公約の実現という観点から政府に実行させることができるか否かが鋭く問われている。

ムダで有害な公共事業の象徴である諫早と泡瀬の問題を解決することは、新政権の掲げる公共事業の抜本的見直しの質とテンポに大きな影響を与えざるをえない。

4 CBD-COP10と湿地保全前進の可能性

2008年の韓国におけるラムサールCOP10に続き、2010年に名古屋で開催されるCBD-COP10は、かつて2003年の釧路におけるラムサールCOP5がそうであったように、日韓の湿地保全の前進にとって大きなチャンスである。

そのようななかで登場した新政権は、湿地保全前進の大きな可能性を秘めている。民主党の選挙公約は、「残された貴重な湿地を保全し、失われた湿地を回復するために、湿地保全法を制定します。」

「2010年に生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が日本で開催されることを踏まえ、ホスト国としてふさわしい施策の展開に取り組みます。」というものであり、その内容を充実させるのは、われわれNGOの役割である。

韓国の湿地の危機とCBD-COP10との連携戦略

PGA湿地生態研究所／韓国NGO湿地ネットワーク（準） ハン・ドンウク

1 大規模開発計画がもたらす湿地の生物多様性の危機

(1) 洛東江ナクトンガンの河口、開発計画による湿地保護地域の危機

- ・ ミョンチ大橋、新港湾建設などによる植物の減少で、越冬する鳥（オオハクチョウなど）の餌が急激に減少
- ・ 新空港、団地などの大規模な開発計画がもたらす棲息地の攪乱（棲息地の分断、騒音被害など）が心配

(2) 漢江ハンガン河口の開発計画による湿地保護地域の危機

- ・ 固定堰の移設、水運用水路の建設による河口の干潟の減少でマナヅル棲息地の減少
- ・ 水辺の開発により、冬の渡り鳥の棲息地の環境悪化
- ・ 大型船舶の通行により水質の悪化、物理的な攪乱で漁業の減少

(3) 順天湾スンチョンマンの道路開発建設によるラムサール登録湿地の危機

- ・ ラムサール登録の干潟より1.7キロ付近に木浦モッポ-光陽クァンヤン間高速道路建設でナベヅルの棲息地が分断される危機

(4) 4大河川整備事業による河川湿地の危機

- ・ 砂洲の浚渫でマナヅル、ナベヅルの中間帰着地が消滅
- ・ 河道湿地の浚渫、固定堰の建設による水生植物の繁殖地の消滅、夏の鳥類の繁殖地の減少
- ・ 一律的な浚渫による魚類種の多様性の減少
- ・ 国家湿地リストに登録されている湿地が、4大河川の開発時には130箇所、地方河川の開発も行った場合最大90%が消滅

(5) 仁川インチョン沿岸地域の開発による干潟の減少

- ・ 松島ソンド干潟の埋め立てによる仁川インチョンの南洞ナムドン遊水地で繁殖したクロツラヘラサギの餌場の減少
- ・ 松島ソンド干潟を使う年間約4万羽のシギ、チドリの移動期の餌場の減少
- ・ 江華カンファ潮力、仁川インチョン潮力発電所が建設された場合、干潟の魚貝類の減少により沿岸漁業へ被害

(6) セマングム開発によるマンギョンガン、ドンジンガン河口干潟の減少

- ・ 大規模埋め立てシギ個体群の減少
- ・ 干潟の埋め立て、および工業団地、住宅団地、港湾などの建設により湿地の減少、底棲生態系の破壊

2 生物多様性条約の意味

(1) 生物多様性の意義

「生物の多様性」とは、すべての生物（陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかんを問わない）の間の変異性をいう（条約2条）

(2) 生物多様性条約の3大目的

- ・生物の多様性の保全
- ・生物の多様性の持続可能な利用
- ・遺伝資源の利用から生ずる利益の公平な配分

(3) 生物多様性の重要性

- ・直接的な価値（供給および文化サービス）＝生物資源の利用、炭素の貯蔵、エコツアーなどを通じた高い価値を創出
- ・間接的な価値（調節、および支援サービス）＝農業生産の革新のための源泉技術を保有、生物多様性の存在価値など

3 生物多様性条約の経過

生物多様性条約が採択されてから、100以上の国家が生物多様性国家行動計画を導入して生物多様性の認識を高め、遺伝子組換え生物の安全な移送、取り扱い、利用のためカルタヘナ議定書を採択する。

(1) 経過

- ・1992. 6 ブラジルで開催されたリオ会議（地球サミット）で条約が採択
- ・1993. 12 発効
- ・1994. 10 韓国加入（2009年現在 191カ国加入）

(2) COP決議内容

- ・2002 COP6（オランダ／ハーグ） 2010年生物多様性目標（2010年目標）を達成するための生物多様性国家戦略・行動計画（NBSAP）を準備することを決定。
- ・2004 COP7（マレーシア／クアラルンプール） 2010年目標を達成するための戦略計画と履行計画の作成・提出と成果指標の活用を勧告、NBSAPは7つの重点領域を含めて準備するように決定。
- ・2006 COP8（ブラジル／クリチバ） 条約履行と2010年目標を達成するため、5つの分野でモニタリング体系を構成するように決定し、NBSAPで強調されるべき戦略、戦略計画の4つの目標（ゴール）、および19の目的（オブジェクト）を提示。
- ・2008 COP9（ドイツ／ボン） ポスト2010目標を設定するため検討会の開催日程を決定。第3次世界生物多様性展望（？）を2010年5月までに公表することに合意。

4 生物多様性条約の湿地分野での国家戦略

(1) 内陸湿地の現況把握

- ・主要内陸湿地の類型を湖沼周辺湿地、河川流域湿地、高山湿地などと分類し、総5, 076. 3km²と把握、この中から保護対象になっている湿地保護地域は107. 109Km²。

(2) 沿岸湿地、および海洋生態系現況把握

- ・干潟の総面積は2,550km²で国土面積の2.5%で、西海岸は2,109.7km²で全体の83%が集中している。
- ・沿岸、海洋景観は、湾、潟湖、干潟、砂嘴（さし）、砂洲、海浜、水中など景観的な価値が高い地域で、漁村観光やエコツアーの資源として活用、全国で総133箇所の海岸地区の中で1km以上が73箇所、2km以上が28箇所ある。
- ・すべての海岸線の長さは12,682kmで、その中で自然の海岸線は78%、人口の海岸線は22%を占め、埋め立て、干拓、港湾および産業団地の建設、長期間の店舗、使用施設の設置などで人工化が進む。

(3) 主要生態地域の効果的保全

- ・湿地保護地域の指定（2008年12箇所→2011年22箇所）、およびラムサール登録湿地の拡大（2008年11箇所→2011年16箇所）推進中
- ・湿地保護地域を毎年、2箇所を指定（2009年は平和のダム、錦江クムガン河口堤防地域を指定）、及び保護地域内の私有地の買い上げなどの住民支援（2009～2012年、200億ウォン、4百万m²）
- ・滅亡危機種の棲息地は毎年1箇所以上ラムサールサイト登録など、湿地保護地域の保全、管理の強化（09年度に済州島チェジュドの1100高地が指定されるよう推進中）

5 韓国の湿地の危機とCBO-COP10の連携方案

(1) 生物多様性の構成要素

- A. 生態系、棲息地、生物群界の生物多様性の保全促進 : 生物多様性保護において特に重要な地域の保護
- 潜在的ラムサールサイト（登録候補地）として認められた水鳥棲息地、および湿地生物棲息地の重要性と連携
- B. 種の多様性保全の促進 : 選ばれた分類グループ種の個体数の減少を復元、維持、減少速度を遅らせる／滅亡危機種の生態保護
- 湿地に棲息する滅亡危機種、IUCN（）レッドデータ種の個体数の減少をクローズアップさせ、湿地の生物種に対する滅亡危機種の追加指定と連携する。
- C. 遺伝的多様性保全の推進 : 作物、家畜、木、魚類、野生、およびその他の異なった貴重な保全種の遺伝的多様性、そして関連する土着および地域知識
- 湿地の魚類、貝類、水生植物などの土着種に対する遺伝資源の価値、土着知識の発掘

(2) 持続可能な利用

- A. 持続可能な利用、および消費の促進 : 持続可能な管理により導き出された生物多様性の基盤生産物と生物多様性の保全地域と調和した生産地域、持続可能な消費、または生物多様性に影響を与える消費の減らし、滅亡危機にある野生動植物の国際取引をなくす。
- 湿地の生産物の生産地域、湿地利用地域、住民への教育啓蒙強化、および国家支援方案を促す（生物多様性農法、生態的な干潟体験、環境保全型養殖漁業など）

(3) 生物多様性の脅威にたいする対応

- A. 棲息地の減少、土地利用変更を破壊、持続不可能な水使用の減少 : 自然棲息地の消滅、および破壊、減少
- 大規模開発行為がもたらす湿地の棲息地の減少、湿地埋め立ての暴露

B. 侵入外来種の脅威の統制 : 主要な潜在的侵入外来種の統制のための方法、生態系、棲息地、種を脅かす主な外来種に対する管理計画
→湿地侵入外来種の管理のための協力

(4) 生物多様性より発生した人間の厚生を支援する商品、およびサービスの維持
商品、およびサービスを伝え生計を支えるための生態系の能力を維持：特に貧困層のため持続可能な生計、地域食糧安保、医療保護を支援する生物資源の維持
→生態系サービスに対する事例の発掘、認識の促進（エコツアー、湿地の食事、医薬品など）

(5) 伝統知識、革新、経験の宝庫
地域生活者、地域社会の社会文化的多様性の維持：伝統知識、革新、経験の宝庫、利益の共有権を含む伝統知識、革新、経験に対する土着民、および地域社会の権利保護
→漁村の村祭り、豊漁祭、村祭り、漁具漁法、干潟料理など湿地の文化多様性の発掘広報

(6) 遺伝資源の利用で発生する利益の公正な共有を保障
遺伝資源の利用により発生する利益の公正な共有を保障：生物多様性条約、および関連条約と一致する遺伝資源に対する接近、遺伝資源の産業的な利用により発生する利益の遺伝資源を提供した国家との共有。
→湿地の有用生物資源に対する科学技術の現況の共有と認識促進

(7) 適切な資源の提供を保障
条約履行のため当該国の財政的、人的、科学的、技術的能力の改善 : 開発途上国に対する新規、追加財政支援、開発途上国に対する技術移転
→開発途上国の湿地保全と利用協力参加、およびネットワークの強化

韓国の湿地の生物多様性の危機については「第4回日韓湿地フォーラム」で発表したパクジュンノク先生の文章を基礎にして作成し、生物多様性条約の国家対応戦略は環境部の国家生物多様性戦略と履行報告書、CBO-COPとの連携方法は2010生物多様性目標のフレームワークを基に作成した。

ポスト 2010 年目標として目指すべきもの (1) 水田と集水域の保全

ラムサール・ネットワーク日本 呉地 正行

地球規模で劣化が進行している生物多様性の保全のための2010年以降の新たな国際的な目標に関する日本政府提案の「ポスト2010年目標」素案作りが進んでいる。最新の素案は、2050年までの中長期目標と、2020年までの短期目標の2段階で構成され、短期目標では、自然保護区の面積や絶滅危惧(きぐ)種の数など13の数値指標を定め、指標により目標の達成状況が分かるようにしている。

新たな目標は来年10月に名古屋市で開く生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)で決まるが、同会議の主要議題の一つで、一般からの意見公募などを経た上で今年末に条約事務局に日本政府から正式に提案する。

素案は2050年までの**中長期目標**で「生物多様性の損失を止め、人類が享受する生態系サービスの恩恵を持続的に拡大させていく」と述べ、その達成のため2020年までの**短期目標**を定めている。

短期目標では9項目の「個別目標」を提案しているが、その中には、

「生物種を保全する活動を拡充し、生態系が保全される面積を拡大」

「**農林水産業などの活動で、持続可能な方法による生産の比率を高める**」

「生物多様性への脅威に対する対策を速やかに講じる」

などが含まれている。

その上で、それぞれの個別目標の進展を評価する13の数値指標と、外来種対策や地球温暖化対策、有害化学物質の製造・使用・排出規制の徹底など、目標達成のための手法計32項目を挙げている。これらの中で、水田と集水域の保全の視点から最も注目すべきものは、短期目標に掲げられている、「**農林水産業などの活動で、持続可能な方法による生産の比率を高める**」である。これに対してラムネット日本から具体的な提案を行う予定だが、この作業はこれまでに日韓NGOが日韓政府と協働して勝ち取ってきた水田決議の成果を、どのようにCBD COP10につなげてゆくのかという、ラムサールCOP10後の戦略作りと一体化した取り組みとなる。ここでは水田決議を軸として、これまで検討してきたPOSTラムサールCOP10の課題と成果を整理し、それをCBD COP10のPOST2010年目標にどのように組み込みが可能なのかについて議論を深めたい。

具体的には以下の項目について検討を行う。

a) 水田決議(X.31;「水田の生物多様の向上」)を推進し、生物多様性条約(CBD)COP10でその成果を発信する。

a-1) 水田部会(ラムネット日本)の立ち上げ、活動を開始する。

a-2) 「水田決議円卓会議」(仮称)の立ち上げ

a-3) 行政との協働

a-4) CBD COP10での水田関連決議を求める取り組みとその情報発信

a-5) CBD COP10での発信事項(決議以外)

a-6) 国際連携と情報収集・交換

a-7) 水田の緩衝湿地機能を活かした流域湿地生態系の連続性の回復

韓国の水田湿地保全活動

韓国水田湿地ネットワーク代表 パク・インジャ

- － 2008年、ラムサール締約国会議を準備しながら、韓国では本格的に水田湿地のCEPA活動と田んぼの生きもの調査活動が始まった。2008年2月、ラムサール締約国会議のためのNGOネットワークが結成され、消費者生協と農業関連の10団体が水田湿地委員会を作った。
- － 2007年12月、年末に2泊3日の間、水田湿地決議案の上程活動のための日韓ワークショップが急遽、開催され両国の民間団体は水田決議案の上程活動に取り掛かった。
- － 2008年10月、ラムサール締約国会議は「湿地システムとしての水田の生物多様性の向上」に関する水田湿地決議が採択され、水田湿地の環境的な重要性が世界的に認められた。両国の環境運動の関係者と政府が成し遂げた快挙だった。
- － 2009年、韓国では主食としての米を生産する水田の重要性と多様な生物の棲息地としての水田の価値を広く知らせ、水田湿地の生物多様性が人間の健康にも密着した関係があることを確認しながら、水田湿地の保存活動を持続的に行っている。
- － 2009年、韓国水田湿地ネットワークの所属団体は市民調査を拡大し、国民への啓蒙活動を行う「実践チーム」と水田を研究して内容を交流する「研究チーム」に分かれている。

1	女性民友会生協	(実践チーム)
2	iCOOP 生協	(実践チーム)
3	ハンサルリム	(実践チーム)
4	環境農業団体連合会	(実践チーム)
5	カッコル生態農業研究所 ノンベミ	(実践チーム)
6	プルム生協	(実践チーム)
7	P G A湿地生態研究所	(研究チーム)
8	BGM技術協会	(研究チーム)
9	韓国教員大学校 コウノトリ復元研究センター	(研究チーム)
10	プルム農業高等技術学校	(研究チーム)
11	農村振興庁 農村環境支援課 パク・グァンレ博士	(研究チーム)
12	済州大学校 生物学科 コ・チャンホ研究教授	(研究チーム)

1 実践チームの活動

2009年、実践チームで調査している水田は全国で17箇所。定期的に調査に参加し、モニタリングを行い資料を蓄積している市民が約100名。調査内容として水田と周辺流域の生物多様性、栽培技術が異なる水田の比較調査、子供たちと都市住民の田んぼ体験が多彩に繰り広げられている。

2 研究チームの活動

2008年から実践チームを支援してきた研究チームが水田を中心にさまざまな結果を導き出すために活動している。水田の生物多様性の評価モデルの開発のための農法別の生物調査、コウノトリ放鳥に適している水田の研究、水溜りの有無による水田生態系の変化、化学肥料の水田と有機農業の水

田の植物に含まれた重金属の蓄積調査などが行われ、年内に調査に対する評価と交流が計画されている。

3 洪城（ホンソン）の「ノンベミ」

有機農業を地域循環型農業として実践している忠清南道、洪城の「ノンベミ」チームは、水田と地域の全体的な連携を実践しているよい事例。教育機関の「プルーム農業高等技術学校」と「カッコール生態農業研究所」、生物多様性を生かし稲の栽培技術のための農民たちの集まり、「プルーム米研究会」が連携して活動し、地域の子供たちと学生が田んぼの生きもの調査を行っている。

4 韓国水田湿地ネットワークで調査活動を体系化するため田んぼの生きもの調査の共同マニュアルを整理している。今まで調査活動は活発に行われていたが、方法が統一されていなく資料が蓄積されない問題点があった。研究チームと実践チームが共に意見を共有しながら共同の調査マニュアルを作成、調査結果を共有することで田んぼの生きもの調査活動の質を引き上げることができた。

5 2009年、iC00P生協の調査内容

- ・全国、5地域で穀物生産者が生物多様性を生かす栽培技術をもちいて試験水田を運営。
- ・全国、7地域の生協の活動家たちが共同マニュアルで調査中。
- ・生物種の多様性調査を基にして水田と周辺の生態系の関連性を把握。
- ・(ジャンボ) タニシが投入されている水田とされていない水田の生物種の多様性に対する調査。

試験水田／タニシが投入されている水田の生物種の比較		
7月	8月	9月
22 / 10	14 / 11	16 / 17

水田と流域の生物種の数	
水田と周辺動物	植物
131種	95種

6 2008年のラムサール条約締約国会議の時に作成した「田んぼの生きもの図鑑」を2009年に増刷、子供たちと消費者がより水田と近くなるよう様々な資料と広報ビデオを作製した。

7 2008年ラムサール条約締約国会議の「水田決議」採択以降、水田湿地保全活動の拡大

1) 注南チュナム貯水池、田んぼモニタリング

- ・参加者：ポンゴク中学校（22名）、地域住民（3名）、シンドン小学校（22名）、iC00P生協
- ・地域：注南チュナム貯水池周辺の無農薬契約栽培の田んぼ、500坪
- ・内容：農作業の日程モニタリング／田んぼの生態モニタリング／注南貯水池生態観察

2) 慶尚南道ポンファ・マウルでは水田湿地生態調査と体験場として定着—地域住民と慶尚南道ラムサール財団の支援で活動している。

3) 慶尚南道、固城コソン地域の環境保全型農業と田んぼの生きもの調査活動—自治体の環境保全型農業への教育と支援があり、iC00P生協と慶尚南道ラムサール財団が連携した活動を計画している。

4) コサン地域と農業技術センターの「田んぼと農業ネットワーク」

5) 順天スンチョン地域のエコビレッジと農業技術センターの協力

8 第4回日韓田んぼの生きもの調査交流会での発表から

(韓国の湿地政策の現状と今後の課題～環境部 湿地事業団 チェ・ジナ企画調整官)

日韓のNGOとの協力で水田が湿地として認められるようになったが、経済不況により今の政府は経済発展のために総力を傾け、生産緑地を工場に転換できるように規制を緩めるなど、湿地としての水田を保存するために困難な状態だ。韓国の環境保全政策は地域団体の活動が原動力になって政策に反映される傾向がある。ラムサール締約国会議の誘致により短い期間で湿地についての認識が向上した。2001年からUNDP(国連開発計画)と湿地に関して議論を初め、2003年から本格的に事業を開始した。2007年から行われている水田と湖沼などの湿地に対する生物多様性管理制度がある。沿岸、河口など鳥類が数多く訪れる28箇所の地区に約20億ウォンを支援しており、来年度にも続けて行われる予定だ。ラムサールCOP10以降、国家レベルでの支援を拡大していくことを長期的な計画として立てた。湿地保存基本計画は来年から準備する計画で、水田湿地と関連した内容を多く含めようと考えている。湿地事業団は、洛東江ナクトンガン、錦江クムガン、漢江ハンガンで行われている水田湿地と関連した課題の提出を受けている。今まで大規模な湿地(牛浦沼ウポウップ、注南チュナム貯水池など)に集中していたが、地域の小さな湿地が美しく様々な価値を持っていることも確認している。水田が多くできたことにより村で湿地を保存し、ネットワークを作ることに主眼を置いている。錦江クムガンを中心にして確認された68箇所の中で地域住民の意思と保存価値を考慮して、5箇所を湿地村ネットワークとして推進し、支援することにした。洛東江ナクトンガン、漢江ハンガンは日本の蕪栗沼の事例を参考にしてエコキャンプなどを行い、地域の自然を活用して住民へインセンティブを与えるなどを模索している。(韓国の)湿地政策は国家レベル(環境部)の政策と湿地事業団のそれと二つの軸で進行している。来年からは環境部と国土海洋部などがCEPA活動計画で水田湿地も扱う予定であり、国家湿地保存計画と連動して行おうと考えている。国家湿地センターをとおして湿地関連のすべての政策を統合するシステム(例:アメリカの湿地研究情報センターなど)を構築しようと思う。今の体制では環境部での独自の事業を行うことができない。国土海洋部、農林食品部などが結合しなくてはいけない。政府とNGO、利害当事者の間で管理(統治)体制が築かれるために努力する。

9 環境部湿地事業団第3次フォーラムで官民協議体の構成と今後の活動に対して提案

- 1) 環境部と農林食品部は持続可能な水田湿地の保全と決議文の採択の成果を実践するための協議機構を作ること。
- 2) 生物多様性を生かす農法、栽培技術の研究と支援が行われること。
- 3) 国民の認識を促進させるための教育、体験プログラムの開発、田んぼの生きもの調査活動を広げること。
- 4) 国民が水田湿地の重要性を認識し、環境保護を共に担うための方法としての米の消費に参加するように様々な方法で広報と教育を準備していくこと。
- 5) 水田と湿地周辺の水田がラムサール・サイトに登録されるように特化事業を計画すること。

日本の沿岸域の現状とポスト 2010 年の課題

WWFジャパン/ラムサール・ネットワーク日本 花輪 伸一

日本の沿岸域の現状

1. 海岸線

日本の海岸線は、1992年の環境省データによれば、島嶼を除く本土では、45パーセントが自然海岸、16パーセントが半自然海岸、38パーセントが人工海岸である。自然海岸の割合が半分以下であり、大都会近辺では、垂直護岸やテトラポットの設置で、自然海岸が残されていないところも少なくない。また、海岸汀線から50m以内に人工物のある半自然海岸も16パーセントになる。

2. 干潟

干潟は、環境省の1978年、1988年のデータに最近のものを加えて一部修正してみると、1945年から2005年までの60年間に、40パーセントの干潟が消滅したことが分かる。東京湾、大阪湾では80～90パーセント、伊勢湾、瀬戸内海東部で50～60パーセント、三河湾、瀬戸内海西部、有明海、沖縄などでは30～40パーセントが消滅した。

3. 開発の背景

このような急激な減少は、埋立や干拓などの開発によるもので、その背景には、①干潟の役割・価値への無関心、②中央も地方も開発志向が強い、③産業政策の転換（1次産業から2次産業へ）、④「公有水面埋立法」の存在、環境アセス制度の不備、⑤開発官庁の権限が大きい、⑥湿地保護政策、法制度の遅れ、などがある。

4. 開発政策

干潟や浅海域の開発政策として、①高度経済成長期（1955～1973）の埋立（東京湾、伊勢・三河湾、大阪湾、瀬戸内海、福岡湾など）、②干拓事業（小島湾、八郎潟、河北潟、諫早湾など）、③フェニックス計画（産業廃棄物処分場）、④臨海都市住宅の建設、⑤航路浚渫土砂の処分、⑥沖縄振興開発などが継続されてきた。この中には、無駄な公共事業（工事のための工事）も少なくない。

ラムサールと生物多様性条約

1. ラムサール条約

ラムサール条約は、「湿地に関するラムサール条約」とよばれ、湿地の生物多様性の保全と賢明な利用（Wise Use）が大きなテーマである。また、住民参加による水系全体の保全が目標のひとつになっている。干潟や浅海域に関わる決議と勧告のキーワードを並べると、潮間帯（干潟）・漁業資源・渡り鳥の保全、湿地（干潟）の再生、統合的沿岸域管理（干潟・浅海など沿岸域での漁業、防災、港湾、製造、流通、観光などの総合対策。利用者、利害関係者、政策決定者をひとつにまとめる仕組み）となる。

2. 生物多様性条約

生物多様性条約は、自然環境と野生生物に関する他の4つの国際条約と大きく関係している。ラム

サール条約は水鳥、水資源、保護区、ボン条約は移動性の種と保護区、世界遺産条約は保護区、ワシントン条約は動植物の利用と深く関わっている。

特に、ラムサール条約との関連では、水資源と生物資源を、自然の恵み（生態系サービス）として賢明に利用することが主眼となる。すなわち湿地の生物多様性の保全とその構成要素の持続利用である。日本の場合、これらを実現することは、当面、公共事業等による湿地の破壊を止めることであり、保護区化を図ることである。ここで言う保護区は、捕獲や採集、開発を全面禁止するものではなく、資源の過剰利用を避け、持続可能な利用を図り、再生可能な資源を永続させるための保護区である。ただし、必要な場合には厳しい規制もあり得る。

ポスト2010年目標

1. 日本政府提案（素案）

政府素案では、中長期目標（2050年）として、人と自然の共生を実現する、生物多様性の損失を止め現状以上に豊にする、生態系サービスを持続的に拡大することがあげられている。短期目標（2020年）では、①現状分析、生態系サービスの浸透、②保全活動の拡大、持続的利用の普及、人間活動の悪影響の減少、③生物多様性の主流化、多様な主体の活動があげられている。また、湿地にも関係する個別目標として、生物種を保全する活動の拡充、生態系が保全される面積の拡大があげられ、その達成手法として、サンゴ礁、湿地、藻場、干潟等の保全・再生の推進、数値指標としてラムサール条約湿地の数が上げられている。

2. NGOの沿岸域行動計画

NGOの沿岸域保全に関する行動計画としては、次のことが考えられ、議論を深める必要がある。すなわち、目標（Goal）として、沿岸域の干潟、藻場、サンゴ礁、砂浜等の保全、再生、賢明な利用を実現する。目的（Objectives）として、①ラムサール条約湿地の増加、②管理計画の作成、③条約決議VII.11（登録地の拡充）、④決議VIII.4（統合的沿岸管理）の活用が考えられる。また、行動は、短期的にはCBD/COP10対応として、①ポジション・ペーパーの作成、政府、議会、自治体等への政策提言、②サイド・イベントの企画、③日韓湿地フォーラムの開催、世界湿地ネットワーク（WWN）会議などが考えられ、中長期的には、市民（消費者）、漁民（生産者）、行政・政治の協働活動を実現するための方策が必要と考えられる。

韓国の沿岸湿地の現況と保全方法

セマングム生命平和全北連帯共同執行委員長／全北大学専任研究員

チュ・ヨンギ

1 沿岸湿地の現況

韓国は半島国家であり、また海洋国家だ。陸地に近い島が4,410あり、海岸線は11,914kmで、海洋区域の全体の面積は443,000km²だ。この中で干潟の面積は2003年の基準で2,550.2km²で、これは韓国の陸地面積の2.4%、黄海ファンヘ地域全体の干潟面積(20,315.9km²)の12%に達する。韓国の南西海岸の干潟は黄海生態圏の東側地域に長く伸びている。しかし韓国の干潟は干拓や埋め立てなどが続き、破壊されている。

2 韓国政府の湿地保護区域指定と管理政策

韓国政府は1997年3月にラムサール条約に加入し、1999年2月に制定された湿地保全法で湿地保護地域を指定、管理している。沿岸湿地保護地域は国土海洋府が担当しており、今まで指定された地域と面積は8ヶ所合計180.74km²だ。この中でラムサール登録湿地に登録されている所はわずか2ヶ所(順天スンチョン湾宝城ポソン干潟、務安ムアン干潟)で、総面積は91.196km²だ。これはそれぞれ干潟の総面積の7.1%、3.1%程度にしかならず、その干潟も該当地域の干潟に比べて極めて一部分しか指定されていない。そして、8ヶ所の地域の沿岸湿地保護地域に対する管理に、国土海洋府はわずか36億ウォンという不十分な予算しか使っていないのが現状だ。

一方、国土海洋府が指定管理している海洋生態系保護区域は4地域で合計70.37km²だ。これを沿岸湿地保護地域と合わせても、海洋区域全体の0.06%にしかならない。

今年、国土海洋府は3つの地域を沿岸湿地保護地域に指定する計画で、その中で2ヶ所は地方自治体の干潟の一部の干拓要求を受け入れることで獲得した代価とも言える。2008年2月2日、世界湿地の日(2月2日)に国土海洋府は2018年までに干潟面積全体の20%にあたる510km²、または18ヶ所を沿岸湿地保護地域に指定し、海洋生態系保護区域は2009年末までに12ヶ所を指定する計画だと発表した。

また、国土海洋府は干潟復元事業を進めているが、第一段階として今年、試験事業地域を3ヶ所(総面積2.6km²、総予算240億ウォン)を選定し、2010年末までに完了する予定だ。その後、総額809.4億ウォンを使って、17ヶ所(面積17.43km²)を復元する計画だという。

湿地保全法を一部改定する予定で、その内容を見ると、沿岸湿地の範囲を干潮時に海側から水深6mまでと拡大し、湿地保護地域の住民支援の法的根拠を新設し、湿地改善地域と湿地周辺管理地域に関連した条項を削除することになっている。

3 韓国の沿岸湿地の破壊事例

1) 河口湿地

全国の主要河川を含む合計363河川の河口の中で169河川の河口に河口堰や閘門が建設されているため、河口の生態系と干潟沿岸の生態系を破壊されてきた。その上、河口湿地を担当する環境府と沿岸を管理している国土海洋府がお互いに協力して河口湿地を積極的に保全しようという努力が不足している。特に4大河川整備事業により漢江ハンガンや洛東江ナクトンガンの河口の湿地保護地域の被害と栄山江ヨンサンガンと錦江クムガンの河口の生態系の破壊を心配しないわけには行かない。錦江河口

は湿地保護地域に含まれていないが、複合火力発電所の稼働により温排水の被害が心配され、洛東江ナクトンガンの河口には新たな空港を建設する計画が議論されていて、洛東江の生態系の破壊が心配だ。これらは結局、沿岸湿地に悪影響を与えるだろう。

2) 危機に直面した沿岸湿地

1987年基準で3,360もあった干潟が、大規模干拓と埋め立てにより2005年までに面積が24%も減少した。国土海洋府は大規模な干潟干拓と埋立てをこれ以上は推進しないと2008年2月2日の世界湿地の日に発表した。相変わらず中小干潟の干拓と埋め立てを続けている。セマングム干拓事業、マドン干潟の干拓事業のように、すでに事業許可が下りている干拓事業には何の制限もなく事業が進められており、2007年末に東西南海岸圏発展特別法とセマングム事業の推進のために特別法が制定され、干潟と沿岸（海上国立公園も含む）は今も開発の圧力に苦しめられている。

ラムサールCOP10が開かれるわずか3ヶ月前、23の地域の干潟と沿岸の総面積12.1 km²の干拓と埋め立てを許可し、ラムサールCOP10の開催以降、今年も埋立地を検討しているのが現状だ。

江華島カンファドがある漢江の河口とカロリム湾を防潮堤で塞いで潮力発電所を建設する計画を推進中で、また仁川インチョン経済自由区域のなかの松島ソンド地域の干潟が追加で埋め立てられ大型建物が新築される予定だ。そして世界で最大規模の干拓事業であるセマングム事業は2008年10月に内部埋立地283km²の70%を産業観光レジャー用地に転換し、すでに2008年5月にはセマングム群山クムサン経済自由区域にセマングム内部の28.6km²を含めて開発を開始している。その後2009年7月に発表されたセマングム内部開発総合実践計画案では2020年までに内部埋立地の84%、その後は残りの15.9%を開発する予定だ。そして今年末までに内部埋立地の面積67.3km²に海上都市計画を最終発表する予定になっている。これにより防潮堤の内側と外側で生態系の破壊と水質の汚染、そして海の砂の採取による海洋生態系の破壊など、いっそう深刻な問題が発生するだろうと予想される。

また、済州島、西帰浦ソギッポのムン島周辺海域では、国土海洋府が2002年11月に指定した海洋生態系保護区域（韓国内最大規模の軟珊瑚の群落地）であるにもかかわらず、国防府がここに10万坪を埋め立てて海軍基地を建設する計画があり、ムン島周辺の海洋生態系が深刻なレベルで破壊される危機に瀕している。

4 沿岸湿地の保全と賢明な利用方法

1) 沿岸湿地地域とラムサール登録サイトの拡大と既存湿地の面積拡大

ラムサールCOP10の開催時に、環境府が発行した2007年度冬期鳥類同時センサスと2007年渡り鳥移動経路および移動性鳥類保護監視方針研究報告書、各地域でNGOが実施した鳥類のモニタリングの結果をもとに分析した結果、合計57の湿地の中で30ヶ所が沿岸湿地（内陸湿地は3ヶ所、人工湿地は24箇所）がラムサールサイトの登録基準の2、4、5、6番の一つでも該当している所であった。したがって、ラムサール湿地と沿岸湿地保護地域に登録指定し、すでに登録されている既存の湿地の面積を拡大することで、実質的な保存と賢明な利用がなされるようにしなくてはならない。

2) 沿岸湿地の保全と賢明な利用のための法制度の改善と積極的な予算の確保

韓国政府が昨年、10月にラムサールCOP10を開催し、当時の大統領と環境府の長官（大臣）が約束したように、湿地の保全と賢明な利用のために努力しなくてはならない。そのために、沿岸湿地の破壊行為を中断し、沿岸湿地の破壊を認めている公有水面埋立法などの関連法を改善、または破棄しなくてはならないし、環境影響評価制度を強化しなくてはならない。特に湿地保全法は沿岸湿地の保全が実質的に行われるために、法律の改正と積極的な適用がなされなくてはならない。湿地保護地域に指令された地域だけでなく、国内のすべての湿地と賢明な利用のための政策が積極的に遂行されなくて

はいけない。これは韓国が加入したラムサール条約、生物多様性条約など各種の国際条約の精神を正しく履行する始発点になるだろう。

今まで沿岸湿地の破壊など、開発事業費は沿岸湿地の保全と賢明な利用に適応した事業（調査研究事業、復元事業、CEPA活動事業など）に費用を転換して、実質的にはすべての沿岸湿地の保全と賢明な利用を実現させるようにしなくてははいけない。

3) 沿岸湿地の長期的モニタリングの拡大と積極的な適用

ラムサール条約の決議文 X13項に韓国政府が同意したようにラムサール登録湿地の生態的な特性の変化は、セマングム干拓によって生態的な影響、とくに国際的に重要な移動水鳥の個体数の変化に対して、そして湿地保護地域と湿地に関連した生態系景観保全地域にたいして重要な生態的な特性変化のモニタリングを行い、報告書をラムサール事務局に報告するようになっている。そして、全国に数多い他の沿岸湿地にも移動水鳥が渡来し、生殖するために、そのような地域も積極的にモニタリングをしなくてははいけない。水鳥以外にも他の生物種と生息地の状態を把握する事のできる分野についても、長期的なモニタリングと正しい適用を積極的に活用しなくてははいけない。このようなモニタリングを通じた生物種はもちろん、生息地の保全と賢明な利用に積極的に活用しなくてははいけない。

4) 利害当事者同士の協力と情報共有の拡大

すべての湿地地域が利害当事者（地域住民、中央政府、地方自治体、市民環境団体、専門家など）の間で積極的に協力と情報共有が拡大されなければならない。これらの中で合理的な討論のあと、合意を通して政策と行動計画が樹立され実施されなくてはならない。これはすべての沿岸湿地の保全と賢明な利用を実現させる近道だろう。



このシンポジウムはプロ・ナトゥーラ・ファンドの
助成を受けています。

NPO法人 ラムサール・ネットワーク日本

〒113-0021 東京都文京区本駒込4-38-1 富士ビル2F

TEL/FAX 03-5842-1882 info@ramnet-j.org <http://www.ramnet-j.org>